第十六号の六書式中「第71条第1項第3号」を「第71条第1項第2号」に改める。

第十九号書式中⑽の次に次のように加える。

⑾　休息時間分割協定の有無及び対象船員数

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（船内安全衛生委員会）

第一条の三　船員が常時五人以上である船舶の船舶所有者は、次に掲げる事項を船内において調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、船内安全衛生委員会を設けなければならない。

一　船内における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。

二　発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。

三　その他船内における安全及び衛生に関する事項

2　船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

一　船長

二　各部の安全担当者

三　消火作業指揮者

四　医師、衛生管理者又は衛生担当者

五　船内の安全に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

六　船内の衛生に関し知識又は経験を有する海員のうちから船舶所有者が指名した者

3　船内安全衛生委員会の委員長は、船長をもつて充てなければならない。

4　船舶所有者は、第二項第五号及び第六号の委員には、海員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

5　船舶所有者は、船内安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

第六条の二第三号中「別表第一第三号」を「別表第一第四号」に改める。

第十二条第二項を削る。

第十三条の見出し中「保存」を「備置き」に改め、同条中「三年間」を削り、「保存し」を「、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置か」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　船内安全衛生委員会における議事の概要

（船舶料理士に関する省令の一部改正）

第三条　船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船内における食料の支給を行う者に関する省令

第一条を次のように改める。

（船内における食料の支給を行う者の乗組み）

第一条　船員法（以下「法」という。）第八十条第四項の国土交通省令で定める船舶は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の国土交通省令で定める基準は、同欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる船舶以外の船舶であつて、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの（次号に掲げるものを除く。）	イ　十八歳以上であること（漁船に乗り組む者にあつては、十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了していること。）。 ロ　船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有していること。
一　専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）別表の海面において従業する漁船	イ　十八歳以上であること（漁船に乗り組む者にあつては、十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了していること。）。 ロ　船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有していること。 ハ　船舶料理士資格証明書を受有していること（船内における調理に関する業務を管理する地位に就く場合に限る。）。
二　遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であつて、総トン数千トン以上のもののうち、その航海中に船員に支給される食料の調理が船内において行われるもの	

第八条第二項第一号及び別表第二第二号中「船員法」を「法」に改める。

第一号様式中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に「第2条第3号ロ」を「第2条第1項第3号ロ」に改める。

第二号様式中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に改める。

第三号様式中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に改める。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項第一号を次のように改める。

一　船長、甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者及び事務長でないこと。

第四十二条第三項中「第四十八条の二の二から第四十八条の二の四」を「第四十八条の二から第四十八条の四」に改める。

第四十四条第五項の表第十六条第一項の項上欄中「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同項下欄中「及び第八号」を「、第九号及び第十号」に改め、同表第十六条第一項第四号の項上欄中「第十六条第一項第四号」を「第十六条第六号」に改める。

（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の一部改正）

第五条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「船員法施行規則第四十五条第一項第一号及び第四号」を「海員の氏名及び職名並びに船員法施行規則第四十五条第一項第四号」に改める。

第十一条第一項中「第六十八条各号」を「第六十八条第一項各号」に改め、同条第二項中「船員法第七十二条各号」を「次の各号」に改め、「及び操業を指揮する者」を削り、同項に次の各号を加える。

一　甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者及び事務長

二　医師及び専ら看護に従事する者

三　操業を指揮する者

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第八十八条の二の二第二項」を「第八十八条の二の二第一項」に、「第八十八条の二の二第一項」を「第六十条第一項」に改める。